2015年12月3日

認知症や障害などで判断能力が不十分な人の権利を守ろうと、横浜市社会福祉職OBらでつくったNPO法人「よこはま成年後見 つばさ」(同市保土ケ谷区、須田幸隆理事長)が法人後見のモデルケースとなる成果を挙げている。2011年10月の設立以来、34件の法人後見を受任。1日には、法人後見関係では県内初、全国でも数少ない認定NPO法人になった。須田理事長は「さらに組織を整備し良質な成年後見業務を提供したい」としている。(熊谷 和夫)

「よこはま成年後見 つばさ」 活動評価、認定NPO法人に

法人後見で先駆的成果

成年後見制度の後見人らは、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士で約9割(14年度受任)を占めるが、担い手不足が深刻になっている。打開策として市民後見人も養成されているが、他人の財産と人生に責任を負う難しさ、支援体制や不祥事防止体制の問題を抱え、受任は進んでいない。市町村社会福祉協議会、NPO法人などによる法人後見の拡大が急務となっている。

そうした中、「誰にも等しく権利擁護」を基本理念に掲げ、資力の乏しい人の支援や、介護や医療、住居の手続きといった身上監護を重視した法人後見に取り組んでいるのが「つばさ」だ。須田理事長をはじめ会員の中心は、市の福祉事務所などでソーシャルワーカーとしての豊富な経験を積んできた。「経験と相談力を生かし、本人に寄り添いながら、生活の質を向上させる後見業務を行いたい」。須田理事長の願いだ。

◇◆◇

個人ではなく、組織が受任する法人後見のメリットについて須田理事長は、①業務の継続性、永続性②困難事例へのチーム対応③経験上のスキルや情報交換による一定水準の業務④監督やチェックによる適正な業務④地域のネットワークの活用と連携⑤法人制度による情報公開や透明性―を確保できるとしている。

現在、つばさの正会員は46人。24人が社会福祉士、16人が社会福祉主事、12人が介護支援専門員、6人が精神保健福祉士の資格を持つなど、まさに専門家集団だ。受任した高齢者、障害者ごとに担当者を配置。その上にスーパーバイザー(監督者)6人を置くほか、担当者の指導やチェックを行う業務検討会も設置するなど組織体制も整備した。12年2月、NPO法人として市内で初めて、横浜家庭裁判所から後見業務を受任。運営体制を評価され受任が続いている。

受任した34件(人)は、認知症高齢者16、知的障害者11、精神障害者7。専門性の高さから障害者の受任が多い。類型では後見29、保佐4、補助1。死亡などで6件が終了し、現在は28件の受任が継続中だ。障害者権利条約との関係で、後見類型は「過大な権限が包括的に与えられている」と問題視されているため、つばさでは可能な限り、保佐、補助類型の利用に取り組んでいるという。

県社協によると、市町村社協の法定後見の受任件数は10月末現在、横浜59、川崎40、平塚21、綾瀬15、南足柄14、相模原13、藤沢10で、法人後見における、つばさの存在感がうかがわれる。

◇◆◇

成年後見制度の利用に当たっては、各市町村が利用支援事業を通じて、収入や資産に応じ、申立費用や後見人らへの報酬の助成を行っている。しかし、条件は厳しく、多くの高齢者、障害者が成年後見制度を利用できないでいる。須田さんは「単なる助成事業ではなく、生活保護法、障害者総合支援法、介護保険法の個別給付で対応すべきだ。成年後見制度は誰もが必要なときに容易に利用できるべきだ」と現状に憤る。

そのため、ことし9月、費用の捻出が困難な人を支えるため、須田さんら会員有志が219万円を出資して「つばさ基金」を設立した。今回、財務面の厳しい審査を通り認定NPO法人になったことで、つばさへの寄付は税制上優遇される。「つばさ基金に多くの方の寄付をお願いしたい」と須田さん。

今後について「財政基盤を整え、成年後見制度の利用相談、申し立て支援、法人後見受任の一貫した取り組みを行う。それに加え、法人後見の普及啓発、法人後見実施団体の実現への協力支援、人材の育成、第三者評価システムの構築などにも取り組んでいく」と決意を新たにしている。

◆成年後見制度 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人に対し、後見人らが保護、支援して権利を守る制度。親族や市町村長らの申し立てで家庭裁判所が後見人らを選任する「法定後見」と、元気なうちに本人が選んでおく「任意後見」がある。法定後見は本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。後見人らには財産管理のほか、各種契約時の代理権や取り消し権が与えられる。利用者は年々増加し2014年末で18万4670人。

本人の意思尊重し支え 担当者林田さん

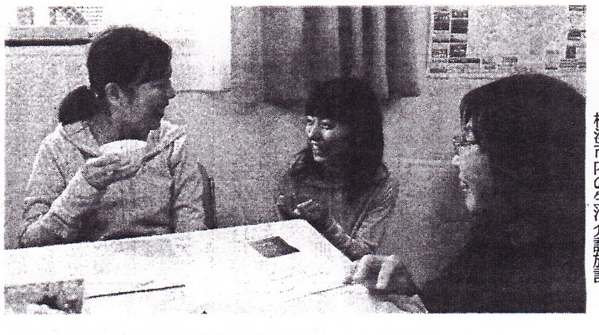

鈴木さん(仮名=左)に外出計画を話す林田さん(中央)と篠崎さん=横浜市内の生活介護施設

「はとバスに乗りたい。友だちと浅草に行ったことがある。楽しかった」。9月からグループホーム生活を始めた知的障害者の鈴木彩子さん(49)=仮名=がとつとつと語りだした。思い出がよみがえったのか、幸せそうな笑顔をみせた。

「これから寒くなるので暖かい服を買わなくては。まず買い物にでかけましょう。鈴木さんはかわいい服が好きなんですよね」。鈴木さんに優しく微笑みかけるのは、社会福祉士でケースワーカー林田麻美子さん(32)。鈴木さんの後見を受任したつばさの担当者だ。11月中旬、外出計画を練るため、つばさの副理事長、スーパーバイザーの篠崎美代子さん(67)とともに、鈴木さんが通所する横浜市内の生活介護施設を訪問した。

鈴木さんは同居していた母親が認知症になり、4年前に知的障害者入所施設に入所した。しかし、「施設を出たい」と訴え続け、同じ社会福祉法人が運営するグループホームに移ることに。その際、同法人が市に成年後見制度利用を相談、市の依頼で、つばさが後見業務を行うことになった。自分の意思をしっかり持っている鈴木さんを見て、つばさは保佐か補助類型が適当と考えたが、医師の鑑定で後見類型になったという。

2人部屋の施設から個室のグループホームに移り、鈴木さんは満足げだ。グループホームの感想を聞かれると、「良かった。食事がおいしい」と晴れやかな笑顔を見せた。後見制度の利用で家族から独立したことも、鈴木さんに解放感を与えている。平日の昼間は生活介護施設に通所、土日は近所の散歩も楽しむ。

ただし、難題は暮らしの維持だ。「グループホームは入所施設より費用が掛かるので、毎月、赤字が出てしまう。貯金の取り崩しを最小限にしながら、後半生の将来設計をしなくては…」と林田さん。これまで十数回にわたり鈴木さんを訪ね、思いを聞いてきた。経済的な難しさはあるが、「本人の意思を最大限尊重していきたい」。

この日は、服の購入、映画鑑賞、はとバス乗車など、外出での予算のやり繰りを鈴木さんに語りかけた。買い物にはグループホームの世話人が同行してくれることを確認、映画鑑賞などにはヘルパーを手配をすることに。「念願かなった地域での生活。これからの人生を楽しんでもらいたい」。林田さんがしみじみと語った。